

## アメリカ刑事法の調査研究 (158)

米 国 刑 事 法 研 究 会  
(代表 堤 和 通)\*

**Martinez v. Ryan, 566 U.S. 1 (2012)**

田 中 優 企\*\*

アリゾナ州最高裁の判例により、公判弁護人の効果のない弁護 (ineffective assistance) の主張は州人身保護手続で最初に行なわれなければならないとされている場合に、州人身保護手続で国選弁護人が選任されていなかった又は国選弁護人の効果のない弁護があったときは、これらの事情が連邦人身保護手続における手続懈怠法理の「正当な理由」に当たるとされた事例。

### 《事実の概要》

アリゾナ州最高裁の判例 (State v. Spreitz, 202 Ariz.1, 39 P.3d 525 (2002)) では、公判弁護人の効果のない弁護の主張は、上訴ではなく、州人身保護手続で最初に行なわれなければならない、とされている。しかし、公判裁判所で有罪判決が言い渡された後、上訴で新たに選任された国選弁護人は、上訴と並行して進行中の州人身保護手続で、当の主張を一切せず、人身保護令状の発付が認められるに足る事由は一切ないと陳述書を提出した。ま

---

\* 所員・中央大学総合政策学部教授

\*\* 嘱託研究所員・駒澤大学法学部准教授

た、州人身保護手続では申請人自身も陳述書を提出することが許されていた。しかし、Martinezは州人身保護手続が進行中であることを認識していなかった上、当の国選弁護人もこのことをMartinezに説明していなかったため、Martinezは陳述書を期限までに提出できなかった。そのため、州人身保護手続は打ち切られた。その後、この判断は、州 Court of Appeals 及び州最高裁でも確認された。

約1年半後、Martinezは、二度目の州人身保護手続で、新たに選任された国選弁護人の助力を得ながら、公判弁護人の効果のない弁護を主張した。しかし、アリゾナ州刑事訴訟規則 (Ariz. Rule Crim. Proc. 32.2 (a)(3)) は、以前の州人身保護手続で可能であった主張に基づいて人身保護令状の発付を申請することを禁止していたため、二度目の州人身保護手続は打ち切られた。その後、この判断は、州 Court of Appeals 及び州最高裁でも確認された。

Martinezは、合衆国 District Court に連邦人身保護令状の発付を申請した。そこで、Martinezは、大要、次の通り主張した。

たしかに、公判弁護人の効果のない弁護の主張は、確立した州の訴訟手続に関する法準則により、州裁判所により却下された。そのため、いわゆる「手続懈怠法理」により、連邦裁判所が当の主張を審理することは禁止されるであろう (Wainwright v. Sykes, 433 U.S. 72 (1977))。しかし、これは、最初の州人身保護手続で選任された国選弁護人の効果のない弁護によるものであり、手続懈怠法理の「正当な理由」に該当するため、連邦裁判所は当の主張を審理することが許される。

これに対し、合衆国 District court は、

- ・ 確立した州の訴訟手続に関する法準則は、連邦裁判所の審理を禁止する「正当かつ独立した州法上の根拠」に該当する
- ・ Coleman v. Thompson, 501 U.S. 722 (1991) によれば、州人身保護手続における弁護活動の瑕疵は手続懈怠法理の「正当な理由」に該当しない

以上を理由に、Martinezの申請を棄却した。その後、第9巡回区 Court

of Appeals も、*Coleman* に依拠して、合衆国 District court の判断を確認した。

### 《判旨・法廷意見》

#### 破棄・差戻

ケネディ裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ首席裁判官並びにギンズバーグ、ブライヤー、アリトー、ソトマイヨール及びケイガン各裁判官参加）

1. 本件で問われているのは、公判弁護人の効果のない弁護は州人身保護手続で最初に主張しなければならないとされている場合に、その手続で効果のない弁護があったため当の主張が適切になされなかったときは、この効果のない弁護が連邦人身保護手続における手続懈怠の「正当な理由」に当たるか否か、ということである。当裁判所は、正統な主張の可能性もある公判弁護人の効果のない弁護を主張する機会を確保するため、*Coleman* を修正し、限定的な形で例外を認めることとする。すなわち、公判弁護人の効果のない弁護を最初に主張しなければならない州人身保護手続での不適切な弁護活動は、当の主張に関する手続懈怠法理の「正当な理由」として認められる場合がある。

2. (1) 州事件の受刑者の有罪と量刑の合憲性を審査する連邦人身保護手続を規律する法準則の一つに「手続懈怠法理」がある。この法理によれば、連邦裁判所は、受刑者が州の訴訟手続に関する法準則を遵守しなかったことを理由に州裁判所が審査を拒否した主張については、憲法上の争点に関するものも含め、これを審査しない。しかし、この法理には例外が認められている。すなわち、受刑者が、当の手続懈怠には「正当な理由」があること、及び、連邦法違反によって「不利益」が生じていることを証明すれば、連邦裁判所は当の主張を審査することができる。本件の場合、Martinez が当の手続懈怠には「正当な理由」があることを証明できれば、連邦裁判所は公判弁護人の効果のない弁護に関する主張を審査することができる。

(2) *Coleman* は、州人身保護手続における弁護活動の瑕疵は「正当な理

由」に当たらない、と判示した。その理由は、代理人に関する確立した法原理によれば、依頼人は代理人の瑕疵ある活動によるリスクを負担する、というものであった。

とはいえ、*Coleman* は、本件のような場合にもこの法原理が適用されるか否かを判断したものではない。*Coleman* の場合、弁護活動の瑕疵が州人身保護手続における上訴で生じた事案であり、また、受刑者の主張は既に州人身保護手続で州 Circuit Court により審査されていた事案でもあった。

これは、本件のような形の州人身保護手続の場合と他の形の州人身保護手続の場合とで重要な違いがあることを示すものである。本件のような形の州人身保護手続で弁護活動の瑕疵があった場合、どの州裁判所も受刑者の主張を審査しないことになる。もしこの場合、手続懈怠法理の「正当な理由」に当たることを認めなければ、連邦及び州のどの裁判所も受刑者の主張を審査しないことになる。

これに対し、他の形の州人身保護手続で弁護活動の瑕疵があった場合、受刑者の主張は、重ねて審査されることはないが、既にいずれかの裁判所により審査されていたはずである。

(3) 本件のような形の州人身保護手続の場合、受刑者は、弁護人の適切な助力がなければ、公判弁護人の効果のない弁護を主張することが難しくなる。この主張をする場合には、公判弁護人の防御戦略の調査と分析を必要とすることが多い。上訴で主張することが許されず、州人身保護手続で主張することになる受刑者は、この主張に関する裁判所の判断や弁護人による調査・分析結果に依拠することができない。それゆえ、受刑者が、州の手続に従って公判弁護人の効果のない弁護を州人身保護手続で主張する場合には、弁護人の効果的な弁護を必要とするのである。

また、これは、州が国選弁護人を選任しなかった場合も同じであると思われる。受刑者は、法に精通していないので、州の訴訟手続に関する法準則に従うことができなかつたり、合衆国憲法の重要な内容を誤解したりする場合もある。また、受刑者は、服役しているので、効果のない弁護を証明するための根拠資料を訴訟記録外の証拠から見つけ出せる状況にはな

い。

公判で効果的な弁護を受ける権利の保障は、我が国の刑事法運用制度の重要な原理である。事実、弁護権の保障は、我が国の当事者論争主義の土台である。弁護人が検察官の主張を吟味することにより、当の刑事手続が、被告人の諸権利の保護を図りつつ、有罪・無罪を判断する機能を発揮する。

公判弁護人の効果のない弁護の主張は、訴訟記録以外の証拠を拠り所とすることが多い。上訴では、訴訟記録を収集する時間が限られているので、弁護人が公判弁護人の効果のない弁護を調査するための時間が十分ではない。そのため、公判弁護人の効果のない弁護の主張を州人身保護手続まで先送りすることには適切な理由がある。

(4) 手続懈怠法理の例外は、合衆国最高裁の裁量権によって作られたものである。この例外は、受刑者が州の確立した手続の遵守を妨害された場合にのみ受刑者に手続懈怠による制裁を免除するという衡平性を反映したものである。衡平性の問題として見た場合、本件のような形の州人身保護手続が弁護人の助力がないまま又は効果のない弁護の下で進められたならば、実体を伴う主張について適切に審査する機会が十分に確保されない場合がある。

したがって、州が受刑者に公判弁護人の効果のない弁護については州人身保護手続で主張するよう求めているときには、次の二つの場合に手続懈怠法理の「正当な理由」が認められるものとする。すなわち、州裁判所が本件のような形の州人身保護手続で国選弁護人を選任していなかった場合、及び、選任された国選弁護人の弁護活動が *Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984) で提示された基準に満たない効果のない弁護であった場合である。

これらの場合、受刑者は、当の主張が実体を伴うものであることを証明しなければならない。

3. (1) 今回の *Coleman* の限定的な修正は、先例拘束性の原理に反しない。*Coleman* は、本件のような事案を扱ったものではなく、本件のよう

な場合を除いて依然として適用される。また、*Coleman* 以来、20年間、本件のような場合に *Coleman* が適用されると判示したものはない。

（2）本日の判断は、憲法判断ではなく、衡平性に基づく判断である。憲法判断の場合、被告人に憲法上の主張を自由に提起できる地位を与えることになる。すなわち、本件のような形の州人身保護手続では国選弁護人の選任が要件とされ、全ての州に同様の国選弁護制度の整備が求められ、その選任制度が憲法原則に反する場合には、州人身保護請求の全てを破棄することが求められる。これに対し、衡平性に基づく判断の場合、各州に、多様な国選弁護制度の整備が認められる。また、衡平性に基づく判断は、各州に、本件のような形の州人身保護手続で国選弁護人を選任するか、又は、手続懈怠を主張しないか、いずれかを選択し、連邦人身保護手続で実体のある抗弁を主張できる。

スカーリア裁判官の反対意見（トマス裁判官参加）

1. (1) 法廷意見は、本件のような形の州人身保護手続に限定して、手続懈怠法理の例外を認めるとする。しかし、この新たな「衡平性」に基づく法準則の適用が、本件のような公判弁護人の効果のない弁護に関する主張の場合に限定されるとは誰も思わない。公判弁護人の効果のない弁護に関する主張の場合と他の主張の場合（例えば、新たに発覚した検察官の不正行為を主張する場合、新たに発見された無罪証拠や検察官証人に対する弾劾証拠に基づいて主張する場合、上訴での効果のない弁護を主張する場合など）との間に原理上の違いは一切ない。

（2）本日の判断は、実際のところ、州人身保護手続における国選弁護人の選任は憲法上の要求であると判示するのと同じ結果をもたらすことになると思われる。また、本日の判断は、州人身保護手続の全てで国選弁護人を選任していない州の一般的な法実務に異議を唱えるものである。

（3）法廷意見によれば、連邦人身保護手続において、州人身保護手続で選任された国選弁護人の弁護が効果的であったか否かという問題が依然として残る。その結果、各州は、連邦人身保護手続において、国選弁護人が

州人身保護手続で選任されていない場合には、提起されなかった主張の有効性について、国選弁護人が選任されていた場合には、国選弁護人の弁護活動の有効性について、争うことを常に強いられることになる。

(4) 州人身保護手続で選任された国選弁護人が公判弁護人の効果のない弁護を主張しようがしまいが、連邦人身保護手続における審査が行われることになる。実際上の効果として、死刑事件ではない場合には、被告人は刑務所に収監されて刑に服した状態で、連邦人身保護手続が長期間に続くことになるので、大きな違いはない。しかし、死刑事件の場合、死刑の執行を遅らせ、連邦人身保護手続が消耗するまで、被告人は生かされることになる。

2. (1) 法廷意見は、*Coleman* を限定的な形で修正したものにすぎないとするが、手続懈怠法理を長年にわたり規律してきた法原理を拒絶したものである。*Coleman* は、手続懈怠法理の「正当な理由」に関わる法理論・法実務と、とりわけ *Murray v. Carrier*, 477 U.S. 478 (1986) によって義務付けられたものである。*Carrier* は、上訴を担当した弁護人が主張を怠った事案である。この場合に「正当な理由」に当たらないとされたのは、それが受刑者と無関係な客観的事情ではなかったからである。この「受刑者と無関係な客観的事情の要件」は、受刑者に帰責できない事情によって州の手続の遵守が妨げられた場合でない限り、各州は、手続懈怠の主張について連邦人身保護手続における審査を強制されてはならないというものである。しかし、法廷意見は、この要件について言及していない。

我が国の代理人制度の下では、当事者は代理人の行為に拘束されるものとみなされる。しかし、弁護活動の瑕疵が憲法上の効果のない弁護である場合、州は、効果的な弁護を提供するという憲法上の要求を満たしていないので、その瑕疵については責任を負い、その瑕疵は申請人とは無関係なものとなる。したがって、当裁判所の先例によれば、アリゾナ州が効果的な弁護を提供せず衆衆国憲法に違反したという場合でない限り、弁護活動の瑕疵は「正当な理由」にはなり得ない。

(2) 法廷意見は先例拘束性の原理との関係について検討することを拒否

している。しかし、*Carrier*と*Coleman*の理論構成はカテゴリカルなものであった。すなわち、州が効果的な弁護を提供する憲法上の義務を負っている場合でない限り、弁護活動の瑕疵は、「正当な理由」を構成する受刑者と無関係な客観的事情にならない。法廷意見が本件と関連する先例拘束に係る諸事情を検討していたならば、本日の判断を正当化するのは難しく、また、先例拘束の要求から逃れることもできなかったものと思われる。衡平性は法を無視することではなく、裁量は合衆国最高裁で明確に確立した法理論・法実務を放棄する資格ではない。

(3) 法廷意見が明らかに欠いているのは、手続懈怠法理の理論根拠、すなわち、連邦裁判所の州裁判所の判断に対する相互礼讓と尊敬に関する分析である。手続懈怠法理は、手続懈怠の主張を連邦裁判所が審査することは、州裁判所の審査に対する法的制限を出し抜くことになり、州の法執行の利益を侵食する可能性があるという理解を反映している。*Carrier*と*Coleman*は、連邦人身保護手続によって各州に課される重大なコストを考慮したものであり、このコストには、訴訟の終局性の後退と、犯罪者を処罰する各州の主権と基本権の誠実な尊重への障害が含まれている。犯罪の有罪認定は、社会が犯罪を忘れてしまう前に終わらせなければならない。

3. 人身保護手続では、合衆国憲法上、弁護権は保障されていないということは、*Pennsylvania v. Finley*, 481 U.S. 551 (1987) 及び *Murray v. Giaratano*, 492 U.S. 1 (1989) において確立している。

## 《解説》

### 1. 問題の所在

本件では、「州最高裁の判例によって、公判弁護人の効果のない弁護の主張は州人身保護手続でしなければならないとされている場合に、州人身保護手続の弁護人がその主張をしなかった(=弁護人の弁護が効果のないものであった)とき、この弁護人の効果のない弁護が連邦人身保護手続における手続懈怠法理の『正当な理由』に当たるか否か」が問われた。

この問題について、法廷意見がその判示で述べている通り、これまでの

先例によれば、「州人身保護手続における効果のない弁護は手続懈怠法理の『正当な理由』に当たらない」とされていた。しかし、法廷意見は、この法準則を本件事案に即した限定的な形で修正し、州人身保護手続における効果のない弁護は「正当な理由」に当たる場合があると判示した。

なお、Martinez は、「州人身保護手続が公判弁護人の効果のない弁護を主張する最初の場合である場合には、合衆国憲法上、州人身保護手続において効果的な弁護を受ける権利が受刑者に保障される」という形で争点化しようとしたが<sup>1)</sup>、法廷意見は、「本件は〔そのような問題〕を解決すべき事案ではない」として<sup>2)</sup>、前述の形で争点を構成し直して判示した。

## 2. 手続懈怠法理と州人身保護手続における効果のない弁護

(1) 連邦法上の争点について、州事件の被告人が州法の手続に従って州裁判所で適時に主張し争わなかった場合、原則として、連邦裁判所が連邦人身保護手続で当の争点を審理することは許されない(手続懈怠法理)<sup>3)</sup>。この法理は、アメリカ合衆国の採用する連邦制度の下、法的手続の十全性を保持するため、州裁判所の判断に「終局性」と「尊重」をもたらすことをその根拠とする<sup>4)</sup>。

しかし、合衆国最高裁の先例である *Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977)<sup>5)</sup>により、この法理の例外が認められており、被告人が、

- ① 当の争点を適時に主張し争わなかったこと(手続懈怠)には「正当な理由」(cause)があること

1) Martinez, 566 U.S., at 5.

2) Martinez, 566 U.S., at 9.

3) Kamisar, et al., *Modern Criminal Procedure: Cases, Comments, and Questions*, 14<sup>th</sup> ed. (2015), at 1470.

4) Martinez, 566 U.S., at 9.

5) この事件の解説として、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究(第一巻)』(成文堂, 1982年)282頁〔中空壽雅〕, 渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅱ』(中央大学出版部, 1989年)147頁〔中野目善則〕。See also, *United States v. Frady*, 456 U.S. 152 (1982); *Engle v. Isaac*, 456 U.S. 107 (1982); *Rose v. Lundy*, 455 U.S. 509 (1982); *Reed v. Ross*, 468 U.S. 1 (1984).

② 当の争点(連邦法違反)によって「現実に不利益」(actual prejudice)を被ったこと

の二つを証明した場合には、例外的に、連邦裁判所が連邦人身保護手続で当の争点を審理することが許されている。これは、基本権侵害が発生した場合には直ちにこれを主張し争うべきであり、州の手続でこれをせず連邦の手続でこれを求めるのは連邦制度の本旨に反するため、「正当な理由」があることと、裁判の実体・内容に影響を及ぼす「現実的な不利益」があることの証明を求めたものである<sup>6)</sup>。

本件において、Martinezは、州人身保護手続の弁護人が公判弁護人の効果のない弁護を主張しなかったことそれ自体が効果のない弁護であり、この効果のない弁護が「正当な理由」に当たると主張していた。しかし、Coleman v. Thompson, 501 U.S. 722 (1991)において、州人身保護手続における効果のない弁護は「正当な理由」にあたらないとされていた。

Colemanの事実の概要は、次の通りである。

ヴァージニア州裁判所で死刑判決を言い渡されたColemanは、州人身保護令状の発付を求めて州人身保護手続で合衆国憲法上の主張をしたが、州Circuit Courtはこれを棄却した。そのため、Colemanは上訴しようとしたが、弁護人が上訴通知書の提出期限を徒過したため、州最高裁は上訴を却下した。そこで、Colemanは、この弁護活動の瑕疵が「正当な理由」に当たるとして、連邦人身保護令状の発付を請求し、州最高裁で争うことのできなかった合衆国憲法上の主張の審理を求めた。

合衆国最高裁(オコナー裁判官執筆の法廷意見<sup>7)</sup>)は、大要、次の通り判示した。

Colemanの主張する当の弁護活動の瑕疵は手続懈怠法理の「正当な理由」に当たらない。Murray v. Carrier, 477 U.S. 478 (1986)によれば、弁護活動の瑕疵が「正当な理由」に当たるのは、その瑕疵が合衆国憲法第6修

---

6) 渥美・前掲注5)・はしがきiii頁。

7) レーンキスト首席裁判官並びにホワイト、スカーリア、ケネディ及びスーター各裁判官参加。

正の効果的な弁護を受ける権利を侵害する場合だけである。州人身保護手続では、合衆国憲法上、弁護権は保障されていないので (*Pennsylvania v. Finley*, 481 U.S. 551 (1987)), 受刑者は、州人身保護手続において、合衆国憲法上、弁護人の効果的な弁護の保障を求めることはできない。Coleman は、当の弁護活動の瑕疵には第 6 修正違反とは言えないが「正当な理由」に当たる重大な瑕疵がある、と主張するが、この主張は *Carrier* に反する。*Carrier* は、憲法違反がない限り、受刑者は弁護活動の瑕疵のリスクを全て負う、と明確に判示している。

なお、*Carrier* の事実の概要は、次の通りである。

ヴァージニア州裁判所で有罪判決を言い渡された *Carrier* は上訴を申立てたが、その際、弁護人は *Carrier* に相談することなく連邦法上の争点を主張しなかった。ヴァージニア州では、州最高裁規則により、上訴で主張しなかった争点はその後の手続で審理することができないとされていた。そのため、州最高裁が上訴を棄却した後、*Carrier* は、州人身保護令状の発付を請求し、当の争点を審理するよう求めたが、District Court は、当の争点は上訴で主張されていないことを理由に、これを却下した。そこで、*Carrier* は、当の弁護活動の瑕疵が手続懈怠法理の「正当な理由」に当たるとして、連邦人身保護令状の発付を請求し、州最高裁で争うことのできなかつた連邦法上の争点の審理を求めた。

合衆国最高裁は（オコナー裁判官執筆の法廷意見<sup>8)</sup>）は、大要、次の通り判示した。

弁護人が、ある主張の事實的又は法的根拠を認識していなかった、もしくは、これを認識していたにもかかわらずその主張をしなかったという場合、それだけでは手続懈怠法理の「正当な理由」に当たらない。「正当な理由」の有無は、弁護活動に瑕疵があったか否か又は弁護活動の瑕疵の種類によって判断されるものではない。当の弁護活動が、*Strickland v.*

8) バーガー首席裁判官並びにホワイト、パウエル、レーンキスト各裁判官参加。

Washington, 466 U.S. 668 (1984) で提示された基準に照らして、効果のない弁護とならない限り、弁護活動の瑕疵のリスクを被告人が負うことになっても、それは全く不衡平ではない。「正当な理由」の有無は、受刑者と無関係の客観的事情によって、州の訴訟手続に関する法準則の遵守が妨げられたことを受刑者が証明できるか否か、によって判断されなければならない。本件の場合、当の弁護活動の瑕疵は効果のない弁護にならないので、「正当な理由」に当たらない。

(2) このように、*Coleman* によれば、本件も州人身保護手続における弁護人の効果のない弁護を理由とするものなので、*Coleman* と同様、「正当な理由」に当たらないとする処理がなされるどころであった。しかし、法廷意見は、*Coleman* を限定的に修正する形で、州人身保護手続における弁護人の効果のない弁護が「正当な理由」に当たる場合があることを認めた。

*Coleman* は、公判裁判所の有罪判決に対する上訴における効果のない弁護の場合の *Carrier* を、州人身保護手続における効果のない弁護の場合にも適用したものであるところ、*Coleman* 及び *Carrier* を通じて、合衆国最高裁の考え方が、大要、次の通り示されている<sup>9)</sup>。

効果的な弁護を受ける権利が保障されている手続で弁護活動の瑕疵があり、それが効果のない弁護となる場合は手続懈怠法理の「正当な理由」に当たるが、それは、当の弁護人が代理人と言えなくなるほどの重大な瑕疵だからではなく、第6修正自体が効果のない弁護により手続懈怠になった責任を州が負うことを求めているからである。問題なのは、弁護活動の瑕疵の重大さではなく、その瑕疵が弁護権を侵害していることである。それゆえ、その瑕疵は、受刑者と無関係の客観的要素、すなわち、州に帰責させる要素によるものでなければならない。効果的な弁護を受ける権利が侵害された結果、手続懈怠となった場合には、州が、憲法問題の検討がなさ

---

9) Kamisar, et al., *Modern Criminal Procedure: Cases, Comments, and Questions*, 13<sup>th</sup> ed. (2012), at 1587–1588.

れなかったことの責任を負い、手続懈怠の結果から生じるコストと、連邦人身保護手続に伴う州の利益の損失を負担しなければならない。

これに対して、州人身保護手続では第6修正の弁護権は保障されないの  
で、基礎となる権利の保障がない以上、弁護人の効果的な弁護を受ける権利の保障もない。受刑者が効果的な弁護を受けられるようにする責任を州  
が一切負っていないような場合には、先の場合とコストの配分は異なる。  
この場合、州の訴訟手続に関する法準則に従わなかった場合の負担を負う  
べきは受刑者である。受刑者は、憲法違反の場合を除いて、州人身保護手  
続における弁護活動の瑕疵のリスクを全て負う。

したがって、弁護人の効果のない弁護が「正当な理由」に当たるのは、  
被告人が、憲法上、弁護人の効果的な弁護を受ける権利を有している手続  
において、効果のない弁護となる弁護活動の瑕疵があった場合に限られ  
る。

### 3. 本件の検討

(1) 法廷意見は、*Coleman* を修正する必要性として、公判弁護人の効果  
のない弁護を主張する機会の確保を挙げる。本件のように、州人身保護手  
続でも弁護人が主張せず、また、連邦人身保護手続でも手続懈怠を理由に  
審査されなかった場合、この主張を審査する機会が州裁判所にも連邦裁判  
所にもないことになる。これに対して、*Coleman* は、既に、州人身保護令  
状の発付を審査する最初の手続（州 Circuit Court）で主張し争っていた事  
案であり、本件の保護の必要性がより高いことは間違いない。

また、審査の機会を逃すこととなるのが「公判」弁護人の効果のない弁  
護である、ということも重要である。法廷意見が判示するように<sup>10)</sup>、合衆  
国憲法第6修正が保障する公判で効果的な弁護を受ける権利の保障は、我  
が国の当事者論争主義に基づく刑事裁判の枢要な原理の一つである。その  
ような重要な基本権の侵害の可能性について、連邦裁判所が状況の如何を

10) *Martinez*, 566 U.S., at 12. *See also, e.g.*, *Powell v. Alabama*, 287 U.S. 45 (1932); *Gideon v. Wainwright*, 372 U.S. 335 (1963); *Strickland v. Washington*, 466 U.S. 668 (1984).

問わず手続懈怠を理由に審査を回避するというのは、刑事司法制度への不信を招くことにもなる。

ところで、本件のような形の州人身保護手続の場合、受刑者自ら、公判弁護人の効果のない弁護を主張することも考えられよう。しかし、弁護活動は専門技術的なものであるところ、主張するに当たっては、公判弁護人は何をどうすべきであったのか、又は、公判弁護人がしたことにはどのような問題があったのかということについて調査・分析しなければならない。法廷意見が判示するように、弁護人の適切な助力がなければ、公判弁護人の効果のない弁護について、受刑者自らが法的に構成して的確に主張するのは難しいであろう。また、受刑者は身柄拘束されているため、公判弁護人の効果のない弁護に関する資料を収集することも不可能であり、なお一層、主張することが難しくなる。

このとき、「州人身保護手続も、合衆国憲法上、国選弁護権が保障される」ということであれば、効果的な弁護を受ける権利の侵害と構成して、これが手続懈怠法理の「正当な理由」に当たるとすることができる。しかし、「州人身保護手続については、合衆国憲法上、国選弁護権の保障はない」というのが、*Pennsylvania v. Finley*, 481 U.S. 551 (1987) や *Murray v. Giarratano*, 492 U.S. 1 (1989) などの先例で示された合衆国最高裁の立場(一般的な法準則)である<sup>11)</sup>。本件の法廷意見も、前述したように、この一般的な法準則の部分的な修正として、「州人身保護手続が公判弁護人の効果のない弁護を主張する最初の場である場合には、合衆国憲法上、州人身保護手続において効果的な弁護を受ける権利が受刑者に保障されるか否か」という問いの検討を避けているので、この一般的な法準則を前提とする<sup>12)</sup>。

その上で、法廷意見は、合衆国憲法による弁護権の保障がない状況、す

---

11) *Kamisar, et al., supra* note 3, at 88, at 1463-1464. もっとも、多くの州では、法律上、死刑囚に国選弁護権を保障している (*Kamisar, et al., supra* note 3, at 1464)。

12) *Kamisar, et al., supra* note 3, at 88.

なわち、効果的な弁護を受ける権利の保障がない状況において、「受刑者が連邦人身保護令状の発付を申請するための理由」としてではなく、「連邦裁判所に手続懈怠の当の主張の審理を認めるための事由」として、「弁護人の欠如」及び「効果のない弁護」を持ち出した<sup>13)</sup>。この点が、本件について、憲法準則としてではなく手続懈怠法理としての処理を選択した法廷意見の判断の鍵となる部分である。

(2) 本件の保護の必要性がある状況で、法廷意見がその理論構成の拠り所としたのは、*Coleman* と本件の事実関係が異なるので先例拘束の原理による拘束がないこと、及び、衡平性 (equity) である。

後者について見れば、これまでのアメリカ合衆国では、連邦人身保護手続の文脈において、連邦制度の維持及び各州の法運用の尊重と基本権の保障との調整に揺れ動きがあった。すなわち、基本権の保障という観点から連邦裁判所が州に介入することが意識されたり<sup>14)</sup>、各州の法運用に連邦裁判所が介入することへの懸念が意識されたり<sup>15)</sup>してきていた<sup>16)</sup>。このような揺れ動きがある中で、法廷意見は、前述した本件の保護の必要性を重視したことによる、基本権の保障のための介入への揺れ戻しとみることもできよう。

#### 4. 本件の意義と射程

(1) 本件は、約20年にわたり、手続懈怠法理と州人身保護手続での効果のない弁護の関係を規律してきた *Coleman* について、限定的な形ではあるがこれを修正し、数少ない例外の一つを認めたものとして重要な意義がある<sup>17)</sup>。多くの州では、受刑者に対し、上訴で公判弁護人の効果のない弁

13) LaFave, et al., *Criminal Procedure* 7, 4<sup>th</sup> ed. (2015), at 255.

14) 例えば、*Fay v. Noia*, 372 U.S. 391 (1963) では、被告人が、州の手続を意図的に使用せずに済ませた場合でない限り、連邦人身保護令状の発付を請求できると判示していた。

15) 例えば、前出の *Wainwright v. Sykes*, 433 U.S. 72 (1977) 及びその後の先例。

16) 渥美・前掲注5)・はしがき ii-iii 頁。

17) 合衆国最高裁が本件のほかに *Coleman* の例外として認めたものは、*Maples v. Thomas*, 565 U.S. 266 (2012) のみである。これは、受刑者が州人身保護手続

護に関する主張をすることを認めていないため<sup>18)</sup>、本件の他州に及ぼす影響は大きいものと思われる<sup>19)</sup>。

また、本件と類似の問題状況は他にも考えられるところ、合衆国最高裁は早々に、次の開廷期の事件である *Trevino v. Thaler*, 569 U.S. 413 (2013)<sup>20)</sup> において、本判決を他州の人身保護手続の事案にも適用する旨の判断を示した。*Trevino* では、本件で認められた例外の要件について、

- ① 公判弁護人の効果のない弁護に関する主張が実体を伴うものであること
- ② 州人身保護手続において弁護人の助力がなかった又は効果のない弁護があったこと
- ③ 州人身保護手続が公判弁護人の効果のない弁護に関する主張を審理してもらう最初の機会であること
- ④ 州法が公判弁護人の効果のない弁護に関する主張を州人身保護手続であることを求めていること

---

で公判弁護人の効果のない弁護を主張したが、その審理中に当の手続を担当していた弁護士2名 (pro bono) が受刑者の弁護人としての職務を果たせなくなったにもかかわらず、そのことを受刑者本人に伝えたり、裁判所に辞職の許可を求めたりしなかった上、当の訴訟手続への対応を怠るなどした結果、受刑者が当の請求棄却に対する上訴期限を徒過したという事案である。合衆国最高裁は、この事実関係において、手続懈怠法理の「正当な理由」があることを認めた。なお、この事件については、拙稿「国選弁護人の弁護活動の放棄と手続懈怠法理— *Maples v. Thomas*, 565 U.S. 266 (2012) —」 駒澤法学18巻4号頁数未定 (2019年) を参照。

18) *The Supreme Court - Leading Cases*, 126 Harv.L.Rev. 337, 343 n. 61 (2012).

19) また、各州の刑事法運用などへの影響も考えられ、この分析をするものとして、Nancy J. King, *Enforcing Effective Assistance After Martinez*, 122 YALE L.J. 2428 (2013); Eve Brensike Primus, *Effective Trial Counsel After Martinez v. Ryan: Focusing on the Adequacy of State Procedures*, 122 YALE L.J. 2604 (2013) がある。

20) この事件については、拙稿・本誌206頁を参照。

として整理されている<sup>21)</sup>。

(2) 本判決の射程について、法廷意見は、対象となる主張は「公判弁護人の効果のない弁護に関する主張」に限定されるとする。この点は、法廷意見の理論構成からすれば他の主張の場合にも当てはまるとの反対意見の批判がある。もっとも、公判で効果的な弁護を受ける権利の重要性が根拠となっているので、他の主張には当てはまらないとの指摘もある<sup>22)</sup>。

また、法廷意見は、対象となる手続懈怠は「公判弁護人の効果のない弁護を最初に主張しなければならない州人身保護手続における懈怠」に限定されるとする。そのため、そのような州人身保護手続における上訴や二度目以降の州人身保護手続などで懈怠があった場合については、本判決の射程外となる。

(3) 最後に、本件で法廷意見が検討を回避した問い、すなわち、「州人身保護手続が公判弁護人の効果のない弁護（などの憲法上の争点）を主張する最初の場である場合に、合衆国憲法上、州人身保護手続において（弁護権及び）効果的な弁護を受ける権利が受刑者に保障されるか否か」という問いは、依然として残されている<sup>23)</sup>。この点について、前述したように、多くの場合、公判弁護人の効果のない弁護に関する主張は「州人身保護手続」で最初になされるところ、合衆国憲法上、州人身保護手続において弁護権（及び効果的な弁護を受ける権利）の保障がないとすれば、その保障がある「公判」で主張することができる任意性を欠く自白の排除や違法収集証拠の排除という救済に比べ、弁護権侵害（及び効果的な弁護を受ける権利の侵害）に対する救済として不十分であるとの指摘がなされている<sup>24)</sup>。

---

21) Trevino, 569 U.S., at 423.

22) LaFave, et al., *supra* note 13, at 258.

23) Kamisar, et al., *supra* note 3, at 88; LaFave, et al., *supra* note 13, at 417.

24) The Supreme Court - Leading Cases, *supra* note 18, 343.